

第2回岡山県耐火物製造業

最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和7年10月20日（月）午後3時25分～

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室CD

3 出席者 公益代表委員 片山 裕之
國光 類
柴山 麻祐子

労働者代表委員 足岡 竜也
今井 輝
保家 章良

使用者代表委員 高木 聰
津田 宏幸
西谷 治朗

事務局 労働基準部長 政木 隆一
賃金室長 黒田 和美
賃金指導官 中本 弘一
監督監察官 諏訪 雅浩
労災補償監察官 木村 弘之

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第2回岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開となります、傍聴の申込みはございませんでした。

定足数について報告申し上げます。

本日は委員全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていることを報告いたします。

本日御審議いただく付議事項の説明をさせていただきます。

(1) 特定最低賃金額審議について
でございます。

それでは、部会長、よろしくお願ひします。

片山部会長

皆さん、本日も御苦労様です。

それでは、第2回岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

初めに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんのがんのない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

9月16日の専門部会において、全会一致で改正決定の必要性有りの答申を受け、本日より具体的な金額提示による審議となります。

特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されていることからも、全会一致の議決に至るよう努力することとされていますので、労使委員の御協力をよろしくお願ひします。まず、岡山局の他産別の状況と他局の状況について事務局からお願ひします。

黒田室長

他部会の状況ですが、鉄鋼業が金額審議の継続中という状況です。各種商品小売業につきましては必要性なしということで、本審へ報告という形になっております。それ以外の部会につきましては、金額審議は明日以降、順次という状況でございます。

他局の状況ですが、他局で結審しているところはございません。

報告は以上になります。

あわせまして、お手元にお配りしております本日の専門部会

資料を説明させていただきたいと思います。

お手元に資料目次として岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会委員名簿と意見要旨をお配りしております。委員名簿は10月9日付で変更がありましたので、新たにお配りしているものです。

それから、意見書につきましては、意見聴取の公示により意見要旨の提出があったものを付けております。提出は、専門部会の関係労使からのものになります。内容につきましては、改正決定の必要性の有無の審議におきまして、双方から基本的な考え方を含め、意見表明された内容となっておりますので、御確認いただければと思います。

なお、他の使用者団体、労働者団体からの意見の提出は、ございませんでした。以上です。

片山部会長

提出のありました意見要旨について、労使各側から補足などありますでしょうか。

(特になし)

片山部会長

それでは、金額審議の運営について、事務局から説明をお願いします。

黒田室長

金額審議において、改定する特賃の最低賃金額は、今回改定される岡山県最低賃金 1,047 円を 1 円以上、上回った金額としていただくこと、また、6 月 18 日に労側委員から提出された「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、この度の金額審議における上限額となりますので御留意ください。以上です。

片山部会長

それでは審議をはじめます。

例年どおり、公労・公使の二者協議とし、労側、使側からそれぞれ個別に金額提示、御意見をお聞かせいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(同意する声)

片山部会長

それでは、まず、労側から御意見をお聞きしたいのですが、事前に打合せは必要でしょうか。

(必要との声)

片山部会長 打合せ時間はどのくらい必要でしょうか。

労働者側委員 15分ほど。

片山部会長 使側もよろしいでしょうか。

使用者側委員 はい。

片山部会長 それでは、3時45分まで打合せとさせていただきます。

打合せが終わりましたら労側よりお入りいただけたらと思います。

(各側、公益委員と個別協議実施)

片山部会長 これより公労使の全体会議を再開いたします。

先ほど労使それぞれから金額提示をいただきました。

労側からは70円、使側からは22円の提示をいただいています。

ここで簡単にその意見の概要を説明させていただきます。

まず、労側からは先ほど申しましたとおり、プラス70円の提示がありました。根拠としましては、この度、意見書で出されました品川リフラ労働組合の定期昇給、それから、ベースアップ分を足したパーセント、春闘結果の上昇率の7.33%、それから、黒崎播磨労働組合から出されました今回のセラミックス連合加盟の賃金改定のアップ率6.74%、それから地賃の6.6%、この平均値が6.89%になると、それを現在の1,026円に乗じると70.69円になります、そこから70円の提示がありました。

そのほかに現在の耐火物業界の状況というのは、鉄、自動車の景気の悪さが影響をしていることは理解しているけれども、これまでベースアップができていることを踏まえれば70円という数字は見劣りしないと、そういう意見がありました。

一方で、使側の方からは、結論としてはプラス22円の提示がありました。

理由としては、まず、原料、燃料の価格の高止まりがあります。現在、世界情勢が不安定な中で、耐火物は海外からの調達に依存しており、経営が大変圧迫されていると言われていました。そういうことが1つの理由として言われておりました。

それから2点目としては、耐火物業界も岡山県内ではすそ野の広い業態であり、確かに大きな会社であれば体力がありますが、一方で、中小企業、ひいては家族経営のような業者もあり、そういった方々にとって大きな上昇は非常に厳しいと、そういった意見がありました。

そして、使側の方も人材確保や魅力ある産業にしなければならないという必要性は理解しているものの、さすがにそれには制限があり、そういったことを踏まえて、この度22円の提示があったということになります。

労使それぞれから今、御意見をお聞きしまして、具体的金額提示もいただきましたが、御意見にかなり隔たりがあるようですので、委員の皆様から今後の審議の進行も含め、何か御意見等ございませんか。

使用者側委員 個別にお話しをさせていただけませんか。

労働者側委員 はい。

片山会長 労使協議されますか。

(労使から同意する声)

片山会長 では、労使協議をしていただきますので、公益委員と事務局は退室させていただきます。

終わりましたら、事務局にお伝えください。

(公益委員、事務局退室)

(労使協議後、公益委員、事務局入室)

片山会長 では、再開いたします。

労使協議の結果をどちらからでも構いませんので、お願ひいたします。

労働者側委員 いろいろお話をさせていただいて、業界の事なども話をいたしました。

労側としては先ほど申しましたように、ある程度の根拠に基づいた金額を提示しており、特に、ここにいる我々三者だけではなくて、上部団体である連合であったり、近隣の労働組合の皆さんのお話などもお聞きして臨んでいます。提示した金額につ

いて、労使協議で金額を引き下げるということは、正直難しいところがあります。ですので、70円で変わらずということです。

片山部会長

分かりました。

使側から何か補足等はありませんか。

使用者側委員

いえ、特にございません。

今日のところは、これ以上は難しいです。

片山部会長

そうすると一旦持ち帰っていただきて、業界等の状況を共有いただいたということなので、また御検討いただきて、次回、金額提示からということにさせていただきたいと思います。

では、本日はこれ以上の進展が見込まれないということなので、金額審議を終わりたいと思います。

事務局の方から何かありませんか。

黒田室長

特にございません。

片山部会長

では、本日はこれを持ちまして、第2回岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会を終わります。

次回は10月23日木曜日、午後1時から第3回専門部会を開催いたします。

次回は、できれば結審又はそれに近い状況まで審議したいと考えておりますので、各委員の皆様の御協力をお願いします。

本日は、御苦労様でした。